

【野田市国民健康保険の資格を喪失した方へ】

ご注意ください!



市外への転出や新たな健康保険に加入などで、野田市国保の資格を喪失した日以後に、野田市国保の保険証を使用して受診した医療費をそのまま放置すると・・・

医療費の
7～9割

医療費の

返還通知書

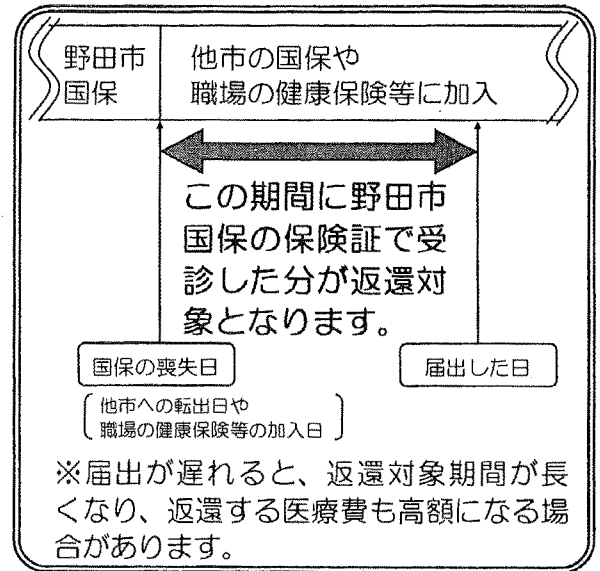
が届きます。

『保険証を使って受診する』 ということは、どういうこと?

保険証には、ご自身で負担していただく医療費の割合が記載されています。例えば『3割』と記載されている保険証の場合、総医療費が10,000円の医療を病院で受けたら、3,000円を病院の窓口で支払います。病院は、残りの医療費7,000円を保険証に記載されている保険者に請求します。保険証を使って受診するということは、残りの医療費の請求先を病院に示すことになるのです。

総医療費10,000円

【例】 負担割合が 『3割』の場合	保険者負担（提示した健康保険 が負担する金額）	7,000円	本人負担 3,000円
-------------------------	----------------------------	--------	----------------

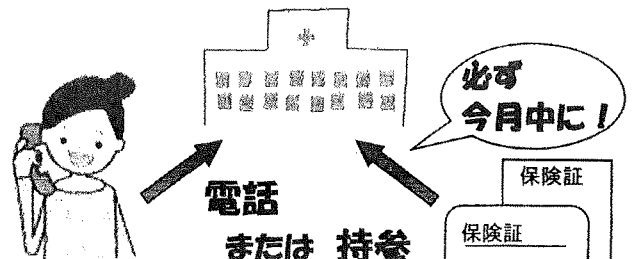


市外への転出や職場の健康保険に加入などで野田市国保を喪失するにもかかわらず、野田市の国保を提示して受診してしまうと、正しくは他の健康保険が負担すべき医療費を野田市が立て替えることになります。返還通知は、その野田市が立て替えた医療費を本人に請求するものです。このようなことが生じないためにも、健康保険が切り替わる時は、病院に提示する保険証に気をつける必要があります。

返還対象期間に野田市の国保で受診してしまった場合、 医療機関等へ健康保険が変更されたことを連絡してください!

今月中に受診したものがあある場合、保険者負担分の請求先を新たな健康保険へ訂正することを医療機関等へ依頼してください。

※前月以前に受診したのものはすでに請求済みであるため訂正できません。この分は後日返還通知が届きます。



(医療機関等の指示に従って下さい)

返還通知が届いた場合の手続きについては裏面をご覧ください。

返還通知書

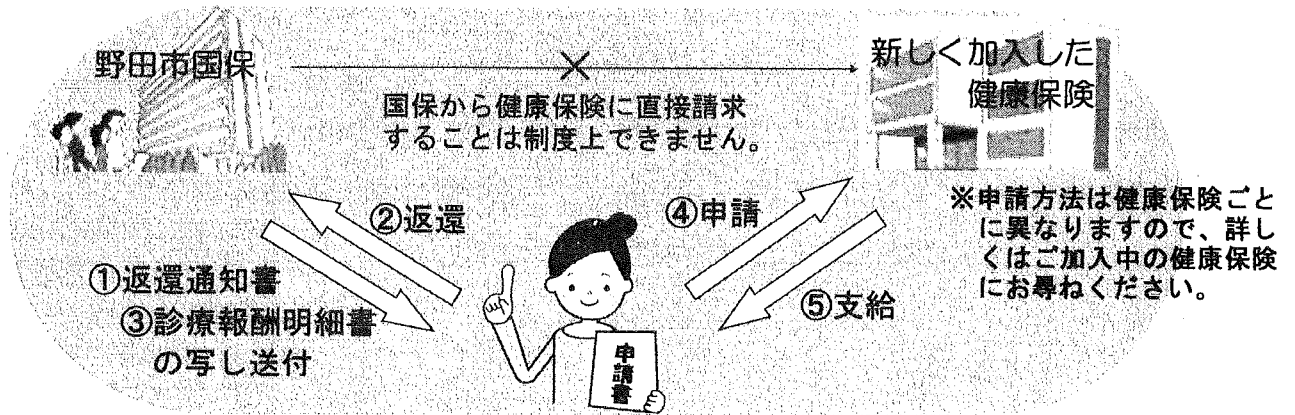
が届いたら？



医療機関等で保険者負担分の請求先を訂正できなかった場合や、医療機関等へ連絡をしなかった場合、返還通知が届きます。（返還通知は「資格喪失後受診による返納金」といいます。）

野田市に返還金を返還した後、受診日に加入していた健康保険に払い戻しの申請をします。

①返還通知書に基づき、②返還金を銀行振込していただきます。その後、野田市役所から③診療報酬明細書の写しが届きますので、受診日当時加入している健康保険に対し必要書類を添えて、④ご自身で『療養費支給申請』をし、⑤健康保険から療養費の支給（医療費の払い戻し）を受けることになります。



この方法は、**一時的にご自身の10割負担**となる上、**手続きも複雑**です。また**払い戻しになるまでに数ヶ月**かかります。

今月中に受診した分は、できるだけ**医療機関等で請求先を訂正する依頼**をしていただくことをお勧めします。

下表はご自身のメモとしてご利用下さい。

転出日または
職場の健康保険の加入日

年 月 日

医療機関等名称	電話番号	受診した人	受診した日	医療費	医療機関等へ連絡した結果 訂正の可否
					訂正可 ・ 訂正不可
					訂正可 ・ 訂正不可
					訂正可 ・ 訂正不可
					訂正可 ・ 訂正不可
					訂正可 ・ 訂正不可

野田市国民健康保険

野田市 国保年金課 国保給付係
電話 04-7125-1111 内線3115~3118